

「税金の民商」を広く知らせよう

確定申告・税務調査の事は 民商へ気軽に相談を！



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

春の運動も最終盤に入る中、役員を中心に確定申告の相談を行っています。
「申告で困っているなら民商に行ったらいいよ」「民商を紹介するよ」等、会員・役員からの紹介等も寄せられています。
今こそ「すべての業者に民商との出会いを」と民商の魅力を大いに広げましょう。

ススキノ新役員が会員増やす

ススキノ支部総会で新役員に選出されたMさん。毎月の役員会にも出席しながら民商の活動に参加してきました。
同じフロアで営業しているYさんから相談され「税金の事なら民商がいいよ。私も入っているから」と紹介。さっそく事務所にきて申告書を作成しながら民商にも入会（ススキノ支部・中濱さんの紹介です）。



仲間の立会いで税務調査が終了

昨年暮れに税務調査で入会したMさん。担当署員の横柄な態度やプライベートに深く立ち入る対応に困っていました。
12月に尾谷副会長と富堂事務局長の3人で札幌中税務署に抗議と申し入れを行い、総務課長から「慎重に進めるよう、担当署員にはしっかりと指導する」と回答を得ました。

今年の調査から別な署員が中心になりMさんから営業状況を聞き取りながら計算。3月初旬までかかりましたが、3年分の所得税の修正申告（消費税・源泉税は触れず）で終わりました。
Mさんは「頑張った良かった。これからはしっかりと帳簿を付けて、書類等も保存します」と張り切っています。



「経営・暮らし・健康の向上」 調査の取り組みにご協力を

春の運動・確定申告で、「経営・暮らし・健康の向上」全会員調査に取り組むことになりました。
支部・班で開かれる学習会で記入して頂きますので、ご協力をお願いします。



「民商会費」納入のお願い

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。毎月15日までに納入をお願いしています。
これから確定申告学習会が始まり、事務局も集金に回ることができなくなります。会費を学習会に持ってきて頂くか、事務所に届けて頂けるとたいへん助かります。
(昨年11月～1月まで取り組んだ運動資金へのご協力本当にありがとうございました。)

安倍首相は、2017年4月からの消費税10%を「なんとしても実施する」と強調していました。

これを確実に進めるため、国会では増税法附則第18条3号の「経済状況を見て増税できない場合は、増税を延期する」という景気条項を削除する法案が衆議院財務金融委員会で審議されています。政府・与党は与野党の質疑時間を合計で24時間で終わらせ、可決させる拙速な審議日程で強行しようとしています。

委員会・衆議院本会議での採決は13日がヤマ場とされ、民商も加盟する消費税廃止各界連等が中心になって連日国会議員要請行動を行っています。

18日(水)にも国会議員要請行動が行われ、北海道(北商連)からも代表が参加します。私たちの怒りの声が詰まった署名をたくさん送り「これ以上の増税はストップ」「首相は国民の声を聞け」と訴えましょう。

18日(水)にも各界連主催で国会議員要請行動が行われ、北海道(北商連)からも代表が参加します。私たちの怒りの声が詰まった署名をたくさん送り「これ以上の増税はストップ」「首相は国民の声を聞け」と訴えましょう。

班・支部でも「消費税増税はストップを」と署名運動を進めていきましょう。

消費税率10%への増税に
「景気条項削除案」が国会で審議